

住居確保給付金のご案内

(沖縄県町村部・4/30時点)

住居確保給付金は、離職等により、住居を失った、または失うおそれがある方を対象に、求職活動をすること、又は自立相談支援機関の面接等の支援を受けることなどを条件に、一定期間、家賃相当額を家主等への代理納付により支給し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行うものです。

令和2年4月20日から対象拡大 ※下線部が対象拡大部分

離職・廃業から2年以内または
休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方



仕事がない・減った
家賃が払えない……



家主等への代理納付により支給

○住居確保給付金の支給額

支給額	単身世帯	2人世帯	3～5人世帯	6人世帯	7人世帯
家賃相当額 (上限額)	32,000円	38,000円	41,000円	45,000円	49,000円

※支給期間は原則3ヶ月間。一定の条件により延長及び再延長可能(最長9ヶ月間)。

○主な給付要件チェックリスト (その他各種要件あり。詳しくはお問合せを。)

項目	チェック欄			
離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？	<input type="checkbox"/>			
所有する金融資産が下表の金額以内、かつ、収入が下表の収入基準額以下ですか？	<input type="checkbox"/>			
◇沖縄県町村部の場合		単身世帯	2人世帯	3人世帯
金融資産額		468,000円	690,000円	840,000円
収入基準額(月額)	110,000円	153,000円	181,000円	
世帯生計を主として維持していましたか？	<input type="checkbox"/>			
ハロワークに求職の申し込みをしますか？	<input type="checkbox"/>			

〈すべての項目にチェック✓が付いた方〉住居確保給付金の受給資格を満たす可能性があるため、下記沖縄県パーソナルサポートセンターにご相談ください。
北部:0980-43-0240/中部:098-923-0881/南部:098-851-7105、098-917-5407

住居確保給付金支給申請必要書類チェックリスト (沖縄県町村部にお住まいの方用)

必要書類		備考	チェック欄
①	相談受付・申込票	必要事項を記入して提出	<input type="checkbox"/>
②	生活困窮者住居確保給付金支給申請書【様式1-1】	※両面	<input type="checkbox"/>
③	住居確保給付金申請時確認書【様式1-1A】	※両面	<input type="checkbox"/>
④	本人確認書類の写し ※顔写真のない証明書の場合は2つ以上を提出	運転免許証、個人番号カード（個人番号記載部分は複写しないこと。）、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票等のいずれかの写し	<input type="checkbox"/>
⑤	離職・休業等関係書類 ※やむを得ず右記の書類が提出できない場合には、離職状況等に関する申立書【参考様式5】を提出	下記のいずれかを証する書類を提出 ・2年以内に離職又は廃業したことが確認できる書類（離職票、解雇通知書等）の写し ・給与その他収入を得る機会が個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、離職又は廃業の場合と同程度の状況にあることが確認できる書類（雇用主からの休業を命じる文書、アルバイト等のシフトが減少したことがわかる文書等）の写し	<input type="checkbox"/>
⑥	収入関係書類	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類（給与明細書等）の写し	<input type="checkbox"/>
⑦	金融資産関係書類	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し	<input type="checkbox"/>
⑧	公共職業安定所から交付を受けた求職受付票（ハローワークカード）の写し	※新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、当面の間、インターネットでの仮登録の完了を証する書面でも可	<input type="checkbox"/>
⑨	求職申込み・雇用施策利用状況確認票【参考様式2】	「申請者記入欄」を記入（氏名については自署又は記名押印）して提出	<input type="checkbox"/>
⑩	入居住宅に関する状況通知書【様式2-2】	※両面 不動産媒介業者（貸主）等に記入してもらい、賃貸住宅に関する賃貸借契約の写しを添付して提出	<input type="checkbox"/>

※世帯の状況に応じて、上記のほかにも確認書類の提出を求める場合があります。
～ご不明な点はオモテ面に記載のご相談先までお問合せください～